

指定給水工事事業者制度とは、水道法により給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を「指定」する制度をいいます。

(令和元年10月1日より水道法の一部が改正されたことに伴い、有効期間が従来の無期限から5年間となりました。)

チェック欄

更新時に提出する申請書類

- | | |
|---|--------------------------|
| ①指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号) | ☐ |
| ②機械器具調書(別紙) | ☐ |
| ③誓約書(様式第2号) | ☐ |
| ④給水装置工事主任技術者選任解任・届出書(様式第3号)及び
給水装置工事事業者主任技術者免状の写し | ☐ |
| ⑤法人にあつては、定款(コピー)、登記簿の謄本(原本)(3ヵ月以内のもの)
個人にあつては、住民票の写し(3ヶ月以内のもの) | ☐ |
| ⑥事業所の案内図(所在地のわかる地図) | ☐ |
| ⑦連絡先電話番号及びFAX番号 | ☐ |
| ⑧稲敷市指定給水装置工事事業者 更新時確認事項 | ☐ |
| ⑨登録更新手数料 10,000円 | ☐ |

※ 上記の書類については、新規登録時に提出済であっても再度提出をお願いいたします。
各提出書類一覧をチェックし書類に不備がないようお願いいたします。

提出先

稲敷市土木管理部水道課
〒300-0504
茨城県稲敷市江戸崎甲4615